

第6章 子育て支援課

1 次世代育成支援対策等の推進（「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」の推進）

子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」とを継承し、一体的な計画として令和2年3月に3月に策定し、令和5年3月に中間見直しを行った「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」について、進捗状況の点検とその評価を行う。

○ 基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える

○ 基本的視点

- (1) 子ども一人ひとりの権利の尊重
- (2) すべての子どもと子育て家庭を支援
- (3) 地域全体で支える子育て

○ 3つの柱

- I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

2 多様な保育サービスの充実

(1) 保育所等の整備

核家族化の進行及び女性の就業率の増加等に伴う保育需要の増加、多様化に対処するため、保育所等の適正配置を図るとともに多機能化を推進し、児童処遇の向上に努めている。

表1 年度別保育所等設置状況（各年4月1日現在）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1,577	1,710	1,824	1,909	1,943
定員数	118,506	124,921	130,083	134,002	136,123

※認定こども園（2・3号）、地域型保育事業を含む

(2) 認定こども園制度

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設であり、4つの類型がある。

① 幼保連携型

学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受ける。

② 幼稚園型

認可幼稚園が保育所機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

③ 保育所型

認可保育所が幼稚園機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

④ 地方裁量型

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

表2 本県における認可・認定状況（令和5年4月1日現在）

類型別				公私別	
幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	公立	私立
132	22	93	7	55	199

(3) 保育の実施

表3 保育所等施設及び入所児童の状況（令和5年4月1日現在）

区分	施設数（か所）	定員数	現員数
公立	374	42,278	33,162
私立	1,569	93,845	88,588
計	1,943	136,123	121,750

※ 認定こども園（2・3号）、地域型保育事業を含む

(4) 保育所、幼保連携型認定こども園への指導

表4 令和4年度保育所、幼保連携型認定こども園指導監査実施状況

保育所				幼保連携型認定こども園			
対象施設数	監査実施数			対象施設数	監査実施数		
	実地	書面	計		実地	書面	計
780	234	162	396	88	31	29	60

（千葉市、船橋市、柏市を除く。）

(5) 保育内容の拡充

① 乳児保育

県単独補助事業により助成を行い、乳児保育の促進を図っている。

表5 全入所児童に対する乳児入所施設数の状況（令和5年4月1日現在）

	※乳児が入所している保育所等数	うち満3ヶ月未満児が入所している保育所等数
51市町村	1,143	50
千葉市	348	14
船橋市	189	8
柏市	109	8
合計	1,789	80

※乳児は0～1歳としている。

② 延長保育

国庫補助事業により助成を行い、通常の保育時間を超える延長保育の促進を図っている。

表6 保育所の開所時間の状況（令和5年4月1日現在）

	8時間	8時間超 9時間未満	9時間超 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上	合計
51市町村	2	1	9	24	226	1,053	1,315
千葉市	5	0	0	0	57	287	349
船橋市	0	0	2	1	41	126	170
柏市	0	0	0	0	6	103	109
合計	7	1	11	25	330	1,569	1,943

③ 障害児保育

保育の必要があり、保育所で行う保育（集団保育）が可能で日々通所できる障害児の受入れの促進を図るため県単独補助事業により助成を行っている。

表7 障害児保育実施状況

年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数
障害児受入	32	134	32	144	27	142	29	175	30	201

（千葉市、船橋市、柏市を除く）

※ 障害児受入数については、保育所・幼保連携型認定こども園入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象者数を記載。

④ 一時預かり事業

国庫補助事業により助成を行い、保護者の就労形態の多様化、傷病等による一時的な保育需要に対応する一時預かり事業の促進を図っている。

表8 一時預かり事業の実施状況

年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数
一時預かり	52	500	52	519	52	499	52	533	52	567

※ 幼稚園又は認定こども園で実施する「幼稚園型」を含む。

(6) 保育士の養成

① 保育士養成

令和5年4月1日現在、本県における保育士の養成施設は23施設（29課程）で、入学定員は2,587人である。

表9 保育士養成施設卒業者の就職状況

卒業者数		児童福祉施設		幼稚園	その他
		保育所、 幼保連携型 認定こども園	左記以外		
養成施設計	1,709人	942人	42人	254人	311人
卒業生に対する割合		55.1%	2.4%	14.8%	18.1%

(令和5年3月卒業者)

② 保育士試験

保育士養成施設のほか、保育士資格を取得するための保育士試験制度があり、試験を年2回実施している。

表10 保育士試験実施状況

年度		受験者	試験合格者	全部免除※ 合格者	合格者 合計
平成31年度 (令和元年度)	前期	1,989人	322人	180人	1,316人
	後期	2,088人	674人	140人	
令和2年度	前期	1,818人	51人	114人	829人
	後期	2,211人	567人	97人	
令和3年度	前期	2,162人	422人	49人	1,087人
	後期	2,332人	506人	110人	
令和4年度	前期	2,353人	774人	63人	1,567人
	後期	2,086人	661人	69人	
令和5年度	前期	1,935人	596人	41人	1,208人
	後期	1,672人	475人	96人	

※全部免除とは…幼稚園教諭免許状所有者（実技試験等が免除）が指定保育士養成施設において科目を履修することにより、対応する筆記試験科目が免除になり、保育士試験を全部免除で合格する制度である。

※令和2年度は、前期筆記試験について、新型コロナウイルス感染症対策により中止。

(7) 認可外保育施設への指導

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号）に基づき、「認可外保育施設指導監督実施要綱」を制定し、毎年10月1日に現況報告書を徴するとともに、立入調査を行い指導している。

表1-1 認可外保育施設の状況（令和5年3月31日現在）

種別	ベビーホテル	事業所内 保育施設	居宅訪問型 保育事業	その他	計
施設数	30	257	243	62	592
児童数	118	2,026	129	1,377	3,650

（千葉市、船橋市、柏市を除く。）

3 地域の子育て支援体制の充実

(1) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する拠点を設置することにより、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

表1 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	335	340	346	359	361

(2) 児童手当の支給

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的とし、平成24年3月に児童手当法の一部が改正され、同年4月から施行された。

① 支給要件

日本国内に住所を有しており、中学校修了前の児童を監護し、生計同一であること 等

② 支給金額

(ア) 所得制限額未満である者

0歳～3歳未満	15,000円	
3歳～小学校修了（第1子・第2子）	10,000円	（第3子以降）15,000円
中学生	10,000円	

(イ) 所得制限額以上である者 5,000円

*所得制限は、960万円（夫婦、児童2人世帯）を基準に設定し、平成24年6月分から適用

③ 支給方法

(ア) 受給資格者は住所地の市町村長に認定請求書を提出し、その認定を受けた市町村長から支給される。なお、公務員については所属庁の長（又はその委任を受けたもの）へ認定請求書を提出し、所属庁から支給される。

(イ) 支給開始月は認定請求を行った日の属する月の翌月から支給される。

(ウ) 支払いは2月、6月、10月の3回、それぞれ前月までの4か月分がまとめて支払われる。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業である。

表2 放課後児童健全育成事業実施状況（国調査集計結果）（各年5月1日時点、R2は7月1日時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村	54	54	54	54	54
箇所数	1,465	1,537	1,570	1,596	1,720

※箇所数については、支援の単位を記載

（4）児童館（児童センター）の設置状況

児童館（面積217.6㎡以上）は、屋内型の児童厚生施設として、集会室、遊戯室、図書室等を設け、児童厚生員が地域の児童に健全な遊び場を与え、幼児及び少年を集団的、個別的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること、その他地域の必要に応じて幼児や放課後児童の保護育成指導を行うこと等の機能を持っている。

また、昭和53年度から、都市部においては、児童館の機能に加えて、体力増進を図ることを目的とした特別の指導機能を有する児童センター（面積336.6㎡以上）の設置が行われている。

このように、児童館（児童センター）は、地域児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものである。

令和6年3月31日現在の設置状況は24市町94施設となっており、うち61施設は児童センターである。